

※本訂正は、調査内容が「共同扶養」のみの場合には影響はありません。

※本案内は、令和8年6月30日付で、E-mailまたは書面(E-mail アドレス未登録の方、もしくは休職中の方)にてお送りしている内容と同一のものです。

令和8年6月30日

〒163-0904 東京都新宿区西新宿2-3-1

新宿モノリス

オリンパス健康保険組合

## 「令和8年度 被扶養者資格確認調査書」の訂正のお知らせとお詫び

平素より健康保険組合業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

先日、発送いたしました「被扶養者資格確認調査書」(以下「調査書」)の一部に記載誤りがあることが判明いたしました。下記のとおり訂正してお詫びいたします。ご迷惑をおかけし申し訳ございません。

つきましては、記載内容をご確認のうえ、先日発送いたしました調査書に設問への回答をご記入いただき、同封の返信用封筒をご使用のうえ、該当書類をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、行き違いで既に提出済の場合は、提出は不要です。

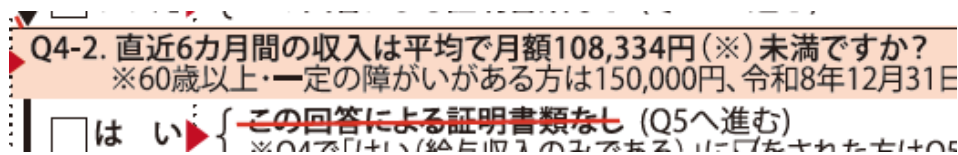
このたびは、ご多忙の中、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 訂正内容

##### ① 調査書【配偶者用】、【子用】、【配偶者・子以外用】 共通

設問 Q4-2「直近6ヵ月間の収入は平均で月額108,334円(※)未満ですか？」



「はい」と回答した場合、「この回答による証明書類なし(Q5へ進む)」と記載がありますが、実際には、右側にあるコードの書類の提出が必要です。

「この回答による証明書類なし(Q5へ進む)」という文章は本来記載しないものでしたが、記載誤りがございました。

大変恐れ入りますが、調査書をご回答のうえ、証明書類をご準備ください。

## ② 調査書【配偶者用】

設問 Q4-2「直近 6 ヶ月間の収入は平均で月額 108,334 円(※)未満ですか？」

※60 歳以上・一定の障がいがある方は 150,000 円、令和 8 年 12 月 31 日時点で 19 歳以上 23 歳未満の方は 125,000 円

Q4-2. 直近6カ月間の収入は平均で月額108,334円(※)未満ですか?  
※60歳以上・一定の障がいがある方は150,000円、令和8年12月31日時点で19歳以上23歳未満の方は125,000円

「令和 8 年 12 月 31 日時点で 19 歳以上 23 歳未満の方は 125,000 円」の記載について、本来記載しないものですが、記載誤りがございました。

配偶者の収入については、「令和 8 年 12 月 31 日時点で 19 歳以上 23 歳未満の方は 125,000 円」の基準は適用されません。

103,334 円または 150,000 円未満かで判断いたします。

## ③ 調査書【子用】

設問 Q4-2「直近 6 ヶ月間の収入は平均で月額 108,334 円(※)未満ですか？」

↓  いいえ ▶ { この回答による証明書類なし (Q4-2へ進む) } B-11 P8⑤

Q4-2. 直近6カ月間の収入は平均で月額108,334円(※)未満ですか?  
※60歳以上・一定の障がいがある方は150,000円、令和8年12月31日時点で19歳以上23歳未満の方は125,000円

はい ▶ { この回答による証明書類なし (Q5へ進む) } B-11 P8⑤  
※Q4で「はい(給与収入のみである)」に☑をされた方はQ5以降回答不要

いいえ ▶ Q4-2-1 直近6カ月間の収入が基準を超過しているのは、以下の理由どれに該当しますか?

「はい」と回答した場合、「この回答による証明書類なし(Q5へ進む)」となっており、右側にもコードやパンフレット該当箇所の記載がありませんが、実際には、証明書類が必要です。

コードは「B-11」、パンフレット該当箇所は「P8⑤」となります。

大変恐れ入りますが、調査書をご回答のうえ、証明書類をご準備ください。

## 2. 本件に関するお問い合わせ

オリンパス健康保険組合 被扶養者資格確認調査 専用コールセンター

TEL: 0800-800-2291 (無料通話)

平日 9:00~17:00(祝日除く)

以上